

## §8. 運搬マニュアル

### 1. マニュアルの方針

- 1-1 廃棄物の運搬工程においては、交通安全、環境負荷低減及び汚染拡散防止に配慮することが必要とされる。したがって、それらに配慮した運搬手順等が具体的に示されたマニュアルとする
- 1-2 本マニュアルは、交通安全、環境負荷低減及び汚染拡散防止に配慮することを目的として、運搬車両、運搬時間、運搬ルート、運搬手順、管理方法等について定めるものである。
- 1-3 本マニュアルは、必要に応じて適宜見直すものとする。

#### 【解説】

本マニュアルは、廃棄物が適正かつ安全に運搬されるよう、撤去現場から受入先までの運搬方法等について定めたものである。

本マニュアル適用後に各種法規制の改正や道路工事等により道路事情が変更になった場合は、それを反映して適宜見直しを図るものとする。

## 2. マニュアルの適用範囲

### 2-1 (適用工程)

本マニュアルの適用範囲は、本格撤去事業の運搬工程とする。運搬工程は、場外運搬と場内運搬に分かれるものとする。

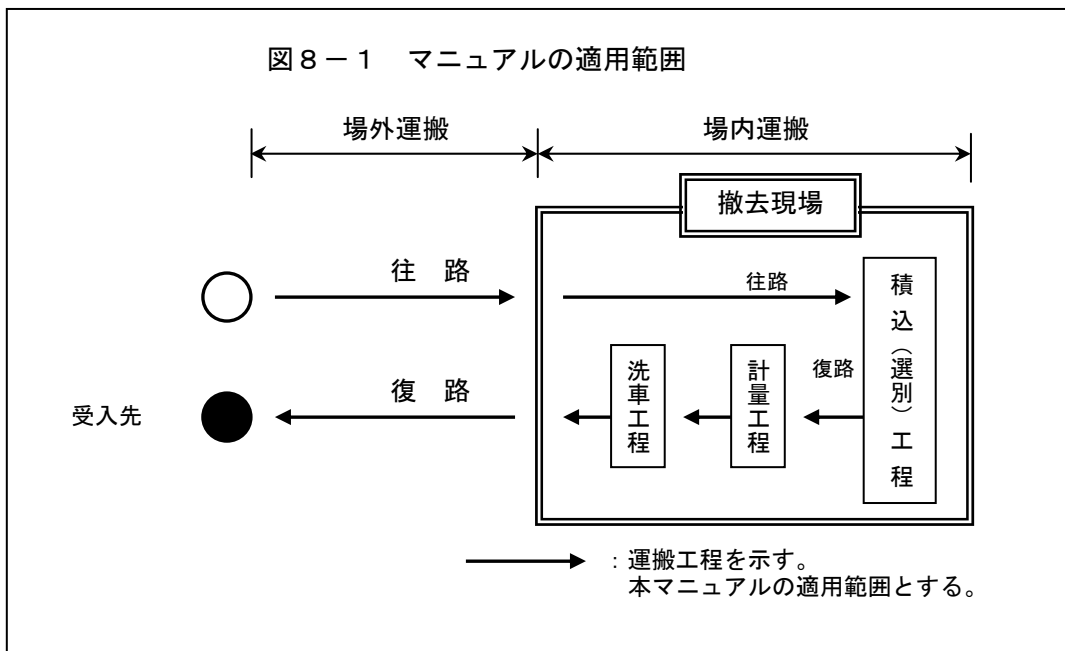
### 2-2 (適用対象主体)

本マニュアルは、運搬グループ及び全体管理グループを対象としたものである。

#### 【解説】

##### (適用工程)

本マニュアルの適用範囲を図8-1に示す。



### 3. 運搬車両

#### 3-1 (廃棄物運搬車両の登録)

廃棄物運搬車両は、撤去廃棄物の性状毎に定められた仕様を満足する車両とし、事前に登録された車両でなければならない。

#### 3-2 (廃棄物運搬車両登録証)

登録された車両と運転者を示す「廃棄物運搬車両登録証」を常に廃棄物運搬車両に携帯しなければならない。

#### 3-3 (車両識別シート)

産業廃棄物運搬車両であることが容易に識別できるようにするため、車体に鮮明な色のマグネットシートを貼り付ける。

#### 【解説】

##### (廃棄物運搬車両の登録)

廃棄物運搬車両は事前登録を必要とし、廃棄物運搬車両の仕様は、運搬中の廃棄物流出・飛散防止を図るため、密閉型の車両を基本とし、「道路運送車両法」の基準の他、別途定める「廃棄物運搬車両仕様」に適合するものとする。

##### (廃棄物運搬車両登録証)

「廃棄物運搬車両登録証」には以下の項目を記載すること。

- ・運転者名           ・生年月日           ・性別           ・血液型
- ・自動車登録番号（ナンバープレート）           ・所属会社名
- ・廃棄物運搬車両登録番号

「廃棄物運搬車両登録証」は、緊急時等に運転者の確認に使用するものとし、常に外部から確認できるように運転席側のダッシュボードに置くこととする。

図8-2に「廃棄物運搬車両登録証」のイメージ図を示す。

##### (車両識別シート)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されている項目に加え、産業廃棄物運搬車両であることが容易に識別できるようにするため、黄色などの鮮明かつ目立ちやすい色のマグネットシートに、車両登録番号とともに「県境不法投棄産業廃棄物運搬車両」と記入し、車体の前面、側面及び後部に貼り付ける。

図8-3に「車両識別シート」のイメージ図を示す。

図 8 - 2 廃棄物運搬車両登録証イメージ図

〈表面〉

県境不法投棄廃棄物運搬車両  
(廃棄物運搬車両登録番号)  
運転者名

※白地に黒文字

〈裏面〉

運転者名 生年月日  
性 別 血液型  
自動車登録ナンバー  
所属会社名

※白地に黒文字

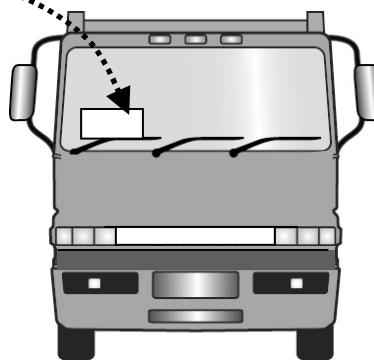
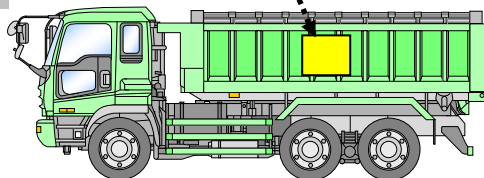


図 8 - 3 車両識別シートイメージ図

県境不法投棄産業廃棄物運搬車両  
(廃棄物運搬車両登録番号)

※黄色などの鮮明かつ目立ちやすい  
色のマグネットシートを車体の  
前面、側面及び後部に貼り付ける。



## 4. 運搬車両のグループ化

### 4-1 (グループ化)

場外運搬の際は廃棄物運搬車両を最大4台までのグループに分け、グループ単位で走行するものとする。

#### 【解説】

##### (グループ化)

廃棄物運搬車両をグループ化し、運搬状況を適正にかつ効率的に管理する。

グループ化は、一定時間当たりの通行頻度を少なくすることによりできるだけ危険を少なくするほか、複数台がまとまって走行することにより一般車両の運転者及び歩行者の注意喚起をし、事故時や故障時は運転者同士で協力して応急処置を行うことを目的とする。

運搬車両の走行に当たっては、グループ化を行う趣旨を踏まえ、交通安全に配慮しながら、車載無線の利用などによりグループ内の各運搬車両が視認できる適切な車間距離を保つよう努めること。

## 5. 運搬時間

### 5-1 (運搬時間)

田子町内及び三戸町内の国道 104 号を走行する廃棄物運搬車両の運搬時間は、登校時間後とする。

### 5-2 (運搬日)

運搬日は、原則として平日とする。

#### 【解説】

##### (運搬時間)

田子町内及び三戸町内の国道 104 号の運搬ルートの一部は、児童・生徒の通学路となっている。そのため、運搬時間は、原則として登校時間後である午前 8 時 30 分以降とする。(表 8-1 (p8-7) 参照)

表8-1 廃棄物運搬タイムテーブル例

運搬グループ		台数	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
青森方面	A-1	3										
	A-2	3										
	A-3	4										
	A-4	4										
	A-5	4										
昼休憩(現場) 11:10-12:20						休憩						
八戸方面	B-1	4										
	B-2	4										
	B-3	4										

運搬グループ	台数	往路		現場	復路			備考	
		川守田交差点 通過予定時刻	現場到着 予定時刻	積込・洗車 (50分)	現場出発 予定時刻	川守田交差点 通過予定時刻	受入先 到着予定時刻		
青森方面	A-1	3	8:35	9:00	→	9:50	10:30	13:50	現場～青森市内受入先 片道 約3時間40分 但し、復路約4時間 (昼食休憩含む)
	A-2	3	8:50	9:20	→	10:10	10:50	14:10	
	A-3	4	9:00	9:40	→	10:30	11:10	14:30	
	A-4	4	9:20	10:00	→	10:50	11:30	14:50	
	A-5	4	9:40	10:20	→	11:10	11:50	15:10	
八戸方面	B-1	4	11:50	12:20	→	13:10	13:50	14:55	現場～八戸市内受入先 片道 約1時間45分
	B-2	4	12:00	12:40	→	13:30	14:10	15:15	
	B-3	4	12:20	13:00	→	13:50	14:30	15:35	

凡例

川守田交差点～現場	
積込・洗車	
現場～川守田交差点	
川守田交差点～青森市内受入先	
川守田交差点～八戸市内受入先	

## 6. 場外運搬

### 6-1 (場外運搬ルート)

場外運搬の往路・復路は、既定のルートを走行するものとする。

場外運搬ルートとなる市町村に事前に周知しておくこととする。

場外運搬ルート受入先毎に図8-4(1)、(2)、(3)、(4)(p8-16、8-17、8-18、8-19)に示す。

### 6-2 (運搬手順)

運搬手順は、①場外運搬往路→(場内運搬)→②場外運搬復路とする。

### 6-3 (昼間点灯)

運搬車両は、ライトを常時点灯する。

### 6-4 (交通法規)

速度規制その他の交通法規を遵守する。

### 6-5 (車両誘導員の配置)

田子町内において、

- ・町道出口交差点(町道茂市向線～県道道前浄法寺線)
- ・上郷小学校入口交差点(県道道前浄法寺線～国道104号)
- ・小沼交差点(国道104号～町道天神堂平小沼線)

の3ヶ所に車両誘導員を配置する。

車両誘導員の配置位置は交通安全マップ(p8-20、8-21)に示す。

#### 【解説】

##### (運搬手順)

##### ① 場外運搬往路

運搬車両基地または受入先から撤去現場までとする。

##### ② 場外運搬復路

撤去現場から受入先までとする。

##### (交通法規)

① 道路交通法に定められている交通法規を遵守すること。

② 速度制限内の走行を厳守すること。特に、田子町内の国道104号の一部に40km/h制限の区間があるので、速度規制の切り替わる箇所に注意すること。

③ 道路標識を確認すること。

詳細は交通安全マップ(p8-20、8-21)を参照すること。



## 7. 場内運搬

### 7-1 (場内運搬ルート)

撤去現場内の運搬ルートは「§ 1. 全体管理マニュアル 図 1-2 全体施設配置図 (p1-7)」に示す。

場内運搬ルートは、進入口を経て～選別ヤード内の積込・搬出ヤード～計量ヤード～洗車待機ヤードを通過する時計回りの一方通行とする。

### 7-2 (運搬手順)

運搬手順は①入場→②積込待機(選別ヤード最終工程)+積込→③計量待機+計量→④洗車待機+洗車→⑤退出とする。

### 7-3 (場内制限速度)

場内を走行するときは徐行する。

徐行速度は 10km/h 以下とする。

### 7-4 (運行経路の保持)

現場監督員は廃棄物搬出車両の運行に支障がないよう、運行経路の状態を確認し、必要な処置を行うことで運行経路を保持する。

### 7-5 (車内待機)

廃棄物運搬車両の運転手は、積込みに係る指示等が必要な場合を除き、危険回避のため、積込ヤード及びその付近では車内で待機すること。

#### 【解説】

##### (場内運搬ルート)

廃棄物運搬車両が場内で走行できるルートは、「§ 1. 全体管理マニュアル 図 1-2 全体施設配置図 (p1-6)」に示すルートのみとする。

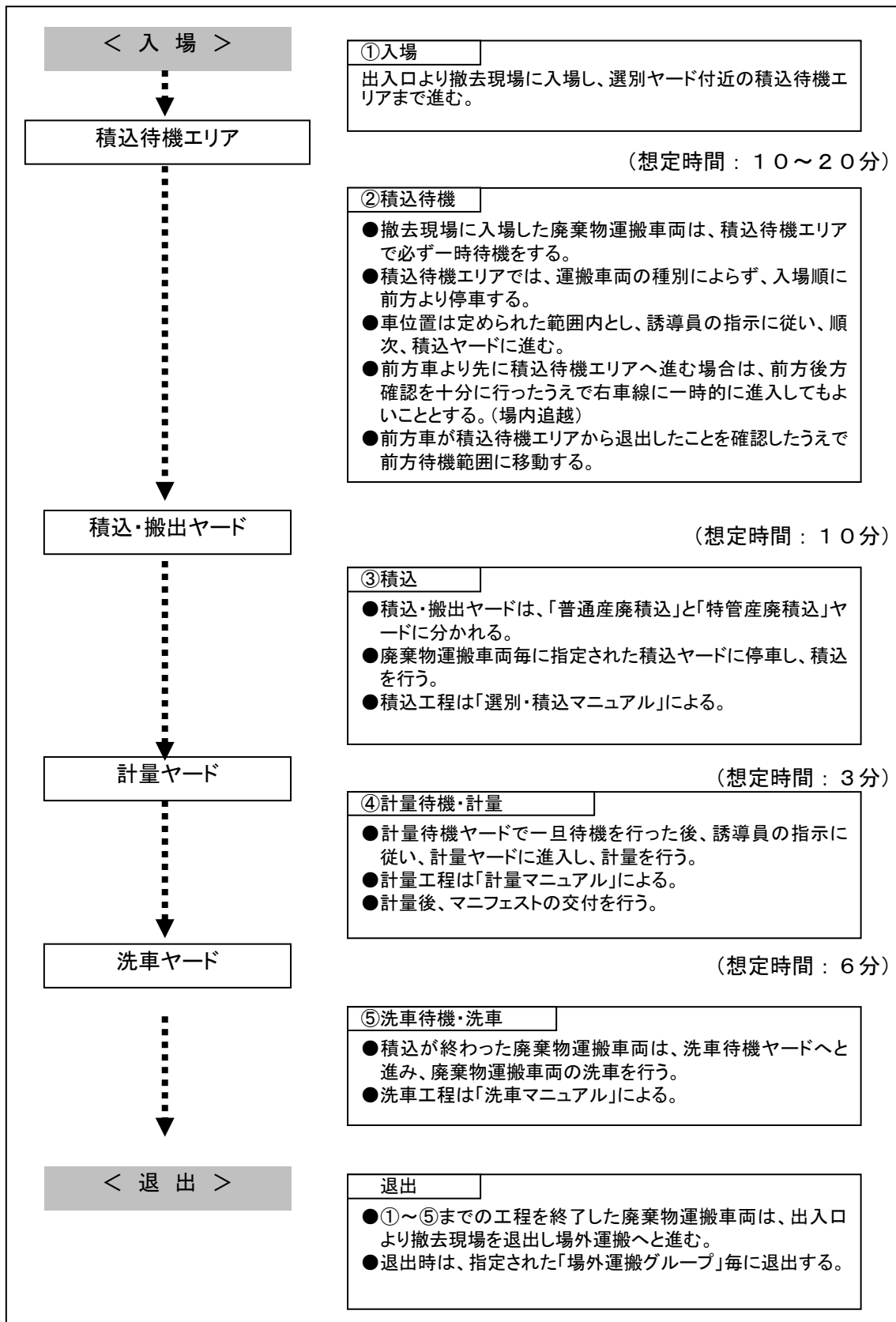
(緊急時及び現場監督員の指示のある場合を除く。)

場内運搬ルートは、接触事故等をできるだけ防止する目的で、選別ヤード周辺を時計回りに回る一方通行としている。

2車線部のうち右車線は、追越車線及び管理車・緊急車走行車線とする。

(運搬手順)

場内運搬フロー図



## 8. 管理体制

### 8-1 (連絡体制)

- ・ 廃棄物運搬業者は、運行管理センターを設置する。
- ・ 運行管理センターは、廃棄物運搬車両の運行状況を管理し、運搬ルート上の定点ポイントの通過状況を常に把握できる体制を整え、運搬終了時に当日の運行状況を県境再生対策室へ報告する。
- ・ 廃棄物運搬車両の運転者は緊急時用に携帯電話を携帯することとし、運転者から運行管理センターへの報告及び緊急時の連絡には、状況に応じて固定電話、車載無線、携帯電話のうち利用しやすいものを選んで用いる。
- ・ 緊急時は運転者が運行管理センターへ連絡し、運行管理センターから県境再生対策室へ連絡する。また、運行予定時刻から30分を超える遅延があった場合は、運転手が運行管理センターへ連絡し、運行管理センター\*から県境再生対策室及び車両誘導員へ連絡する。
- ・ 緊急時の連絡体制は「§ 1 3. 緊急時対応マニュアル」による。
- ・ 運転者は、廃棄物の飛散や流出を未然に防止するため、運搬の途中で積荷の状態を点検し、異常のないことを確認して記録するとともに、運行管理センターに報告する。

### 8-2 (運転者安全教育)

- ・ 運転者は事前に登録されたものでなければならない。
- ・ 運搬業者は、運転者に対して、本マニュアルによる安全教育を実施し、それを受けたものを登録できるものとする。

### 8-3 (車両点検及び労務管理)

- ・ 運搬業者は1日1回、運行開始前に車両の点検を行うものとする(日常点検)。
- ・ 運搬業者は、整備不良による車両事故を未然に防ぐため定期的に整備点検を行う。
- ・ 運搬業者は、運行開始前に運転手の体調を確認し、運搬車両の運行記録(タコメーター)により、適正な運行と運転者の労働時間管理を行う。

### 8-4 (過積載の防止)

廃棄物運搬車両の過積載は、車両の横転や車両事故、廃棄物の飛散・流出の原因となるため、適正な積載重量管理を行う。

8-5 (事故時の対応)

- ・事故が発生した場合、運転手は負傷者の救助と二次被害の防止、汚染拡散防止を最優先とし、直ちに警察、消防に連絡し、運行管理センターに報告する。
- ・運搬業者は、事故時に飛散・流出した廃棄物の回収が的確に実施できる体制を整備する。
- ・事故時の詳細な対応は「§ 13. 緊急時対応マニュアル」による。

8-6 (荷台の立入等)

廃棄物を積載している運搬車両の荷台の内部には立ち入らない。また、清掃等のために荷台に立ち入る場合は、外気により十分に換気された後とする。

【解説】

(連絡体制)

(1) 場外搬出ルート (青森)

定点ポイント (往路)		定点ポイント (復路)	
A 運搬車両基地	出発する時	C 撤去現場	出発する時
B 相内パーキング	出発する時	D 受入先	到着した時 出発する時
C 撤去現場	到着した時	A 運搬車両基地	到着した時

(2) 場外搬出ルート (八戸)

定点ポイント (往路)		定点ポイント (復路)	
A 運搬車両基地	出発する時	C 撤去現場	出発する時
B 相内パーキング	出発する時	D 受入先	到着した時 出発する時
C 撤去現場	到着した時	A 運搬車両基地	到着した時

(3) 場外搬出ルート (三戸)

定点ポイント (往路)		定点ポイント (復路)	
A 運搬車両基地	出発する時	C 撤去現場	出発する時
		D 受入先	到着した時 出発する時
C 撤去現場	到着した時	A 運搬車両基地	到着した時

(4) 場外搬出ルート（むつ）

定点ポイント（往路）		定点ポイント（復路）	
A 運搬車両基地	出発する時	C 撤去現場	出発する時
B 相内パーキング	出発する時	D 受入先	到着した時 出発する時
C 撤去現場	到着した時	A 運搬車両基地	到着した時

(5) 場外搬出ルート（東通）

定点ポイント（往路）		定点ポイント（復路）	
A 運搬車両基地	出発する時	C 撤去現場	出発する時
B 相内パーキング	出発する時	D 受入先	到着した時 出発する時
C 撤去現場	到着した時	A 運搬車両基地	到着した時

(6) 報告者等

管轄する運行管理センターへの報告は、A、B、C、Dのポイントから、グループ化している運搬車両の最後尾の運転者が行う。

運行管理センターは、運行予定時刻より30分を超える遅延が生じた場合は速やかに県境再生対策室及び車両誘導員へ報告する。

運転者は、緊急時に外部（警察・消防等）と連絡を取るため、携帯電話を携帯すること。

(車両点検及び労務管理)

運搬業者は、ブレーキ、タイヤ、バッテリー、原動機、灯火装置及び方向指示器、ウインドウォッシャー及びワイパー、エアタンクなどについて、国土交通省令「自動車点検基準」で定める技術上の基準により、日常点検を実施しなければならない。

同様に、自動車の定期点検についても国土交通省令「自動車点検基準」に規定されている技術上の基準により実施しなければならない。

(事故時の対応)

事故時や車両故障時に、車載無線や携帯電話の通話エリア外の場合や、固定電話が近傍にないために、無線や電話のいずれも使用できない場合は、グループの中の1台が最寄りでの連絡可能な地点に速やかに移動し、無線または電話により連絡する。

## 9. その他配慮事項

### 9-1 (交通安全マップ)

特に交通安全に配慮すべき項目を整理し、交通安全マップ (p8-20、8-21) に示す。

交通安全マップには、

- ・通学路
- ・横断歩道
- ・バス停
- ・制限速度
- ・学校及び公共施設
- ・信号
- ・公園等の施設

が示されており、これらのエリアは特に注意して走行する。

### 9-2 (長期休業)

田子町の小・中・高等学校及び三戸町の斗川小学校の長期休業中は、特に児童・生徒に注意して走行する。

### 9-3 (アイドリングストップ)

運搬における一時停車中は、周辺環境への影響を抑えるため、アイドリングストップを励行する。

### 9-4 (優先車両)

走行中は一般車両を優先する。

田子町内はスクールバス、定期バス、患者送迎バスが運行されているため、停留所付近の歩行者や乗降者、バスの車両に十分注意する。

### 9-5 (行事)

季節のまつりやイベントなどの開催中は、一般車両や観光客等が増加することが予想されるため、通常より特に注意して走行する。

### 9-6 (車間距離)

車間距離を十分にとって走行する。

### 9-7 (急発進・急ブレーキ)

急発進・急ブレーキはしない。

### 9-8 (減速走行)

- ・集落内の歩道のない箇所や狭い箇所、見通しの良くないカーブや交差点、急な下り坂を走行する場合や、運行時間と下校時間が重なる時間帯に通学路を走行する場合は、制限速度以下で走行している状態からさらに大きく減速する。また、歩行者や自転車の側方を通過する時は徐行して走行する。
- ・集落内の歩道の狭い箇所などで大型車とすれ違う際は、徐行又は一時停止するなど注意して走行する。

#### 9-9 (天候や路面状況への対応)

雨天時や路面が濡れている箇所では速度を落とし、車間距離をとって走行する。積雪や路面凍結がある場合またはそれらが予想される場合は、冬用タイヤを装着するとともに、勾配やカーブが急な箇所や路面の状態に応じてタイヤチェーンを装着し、速度を十分に落とし、車間距離を十分にとって走行する。

#### 【解説】

##### (交通安全マップ)

- ① 交通安全マップは、撤去現場より、国道 104 号、主要地方道二戸田子線を経て、国道 4 号へ入るまでの区間で、特に交通安全に配慮すべき項目を示した地図である。
- ② 運転者は交通安全マップを熟知するとともに、常に携帯しておくこと。

##### (優先車両)

- ① スクールバス、定期バス及び患者送迎バスの乗客の乗降中は注意すること。特に降車後の道路横断が想定されるので、気をつけること。
- ② 田子町内は、農繁期には農耕車両（トラクター等）が多く走行するため、注意して走行すること。

図 8-4 (1) 場外運搬ルート (青森)

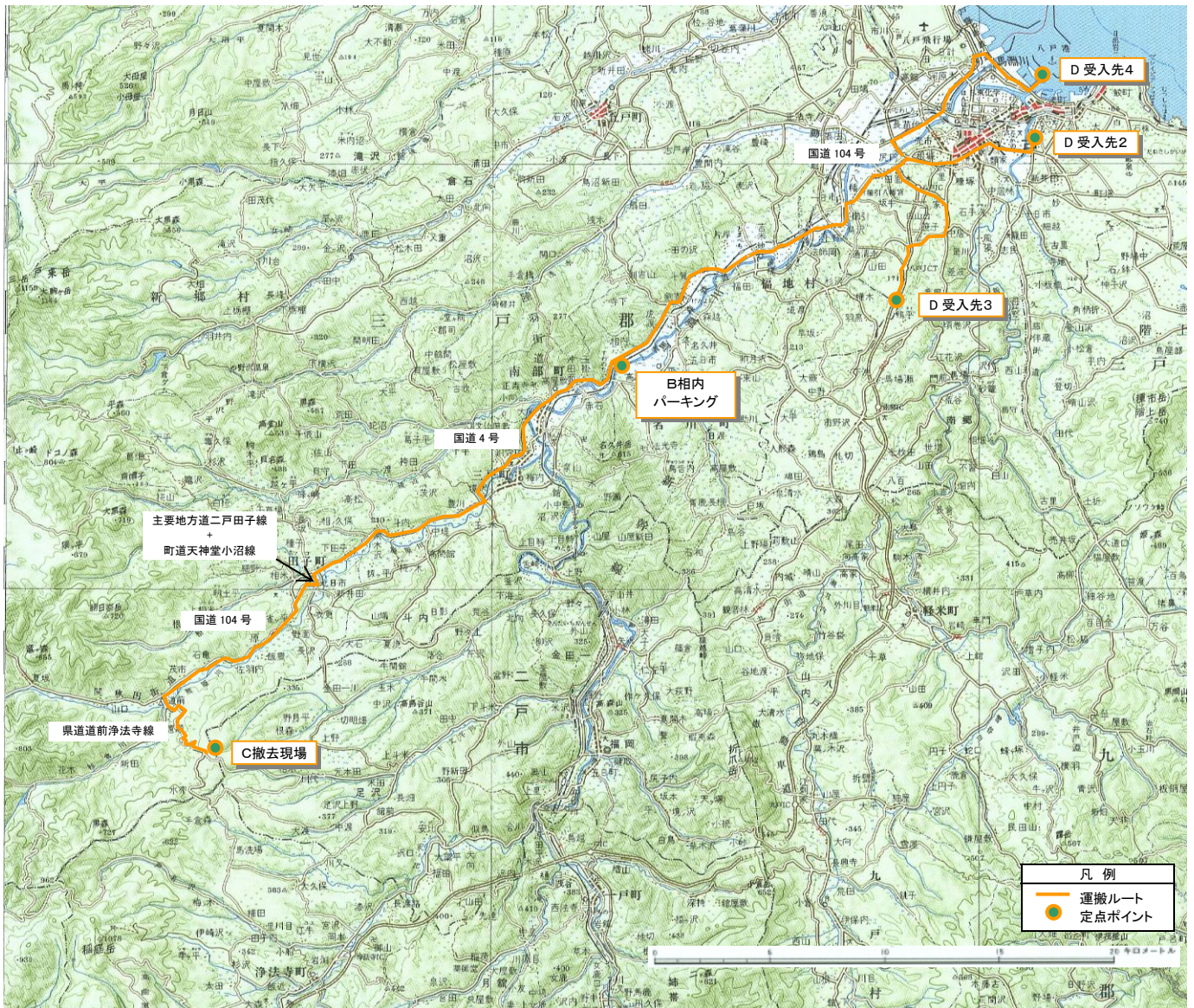


概要	①撤去現場より町道を経て県道道前浄法寺線を北方面に進み、 ②上郷小学校入口交差点を右折、国道 104 号を東方面へ進み、 ③川守田立体交差点より国道 4 号へ入り、 ④青森市内で国道 7 号へ入り、 ⑤受入先へ
走行距離 (片道)	約155km
運搬時間 (片道)	約3時間40分

注) 国土地理院の平成 17 年 9 月 1 日発行の地勢図による。  
(ただし、青森市付近図は平成 18 年 10 月 1 日発行、野辺地町付近図は平成 17 年 12 月 1 日発行の地勢図による。)



図 8 - 4 (2) 場外運搬ルート (八戸)



注) 国土地理院の平成 17 年 9 月 1 日発行の地勢図による。

受入先 2【八戸セメント】	
概要	①撤去現場より県道道前浄法寺線を北方向に進み、 ②道前 T 字路を右折、国道 104 号を東方向へ進み、 ③三戸町川守田立体交差点より国道 4 号へ入り、 ④再び国道 104 号を経由して、 ⑤受入先へ
走行距離 (片道)	約60km
運搬時間 (片道)	約1時間45分

受入先 3【庄司興業所】	
概要	①撤去現場より県道道前浄法寺線を北方向に進み、 ②道前 T 字路を右折、国道 104 号を東方向へ進み、 ③三戸町川守田立体交差点より国道 4 号へ入り、 ④再び国道 104 号を経由して、八戸市西ノ沢交差点を右折し、 ⑤受入先へ
走行距離 (片道)	約60km
運搬時間 (片道)	約1時間45分

受入先 4【奥羽クリーンテクノロジー】	
概要	①撤去現場より県道道前浄法寺線を北方向に進み、 ②道前 T 字路を右折、国道 104 号を東方向へ進み、 ③三戸町川守田立体交差点より国道 4 号へ入り、 ④再び国道 104 号を経由して、八戸市西ノ沢交差点を左折し、 ⑤受入先へ
走行距離 (片道)	約65km
運搬時間 (片道)	約2時間

図 8 - 4 (3) 場外運搬ルート (三戸)



注) 国土地理院の平成 17 年 9 月 1 日発行の地勢図による。

受入先 5【ウイズウェストジャパン】	
概要	①撤去現場より県道道前浄法寺線を北方向に進み、 ②道前 T 字路を右折、国道 104 号を東方向へ進み、 ③三戸町川守田立体交差点より国道 4 号へ入り、 ④国道 4 号から三戸広域農道、県道野々上斗内線を経由し、 ⑤受入先へ
走行距離 (片道)	約35km
運搬時間 (片道)	約1時間

図8-4(4) 場外運搬ルート(むつ・東通)

